

# Newsletter Citizen's eyes vol.32

2023年7月23日発行 / ジャーナリズムを考える市民連絡会とやま

連絡先 ☎ 090-4680-6336 <https://civic-journalism.wixsite.com/mysite>

極端な場合一つの番組だけで放送法4条の「政治的公平」を判断可能とする解釈が撤回！

6月26日に開かれた、立教大学社会学部メディア社会学科砂川ゼミ、日本ジャーナリスト会議、放送を語る会主催の公開オンライン講演会で、講師の一人、参議院議員小西洋之氏から、2015年高市大臣が答弁した〈政治的公平の解釈〉を、今年3月17日の参議院外交防衛委員会の質疑を通じて、全面撤回させたとの報告があった。なお、当日配付された撤回質疑の委員会議事録の資料の一部を後日HPに転載予定。二紙がこの撤回について触れた社説を載せているので参考まで。朝日新聞3/24、東京新聞3/31。(お)

## 報道の自由ランキング 68位の国の「市民の表現の自由」 ヤジ排除国賠訴訟、一審判決と高裁判決

大島俊夫

### 報道の自由ランキング 68位

国際NGO「国境なき記者団」(本部・パリ)はこの5月、2023年の「報道の自由度ランキング」を発表した。日本は今年も台湾35位・韓国47位の後塵を押し68位であり、ここ最近はG7の中の最下位が定位置となったままだ。

報道の自由は、報道機関の伝える自由であり、取材の自由だ。日本では、民主主義にとっての不可分なものとして、他の経済的自由権と違って、憲法条文上では、公共の福祉に反しない限りという留保条件もなく、検閲の禁止を含めた絶対的な自由権である憲法21条表現の自由によって、保障されているのだが、現実には《政治的圧力やジェンダー不平等などにより、ジャーナリストは政府に説明責任を負わせるという役割を十分に発揮できていない》と評され、世界180か国中、報道の自由ランキングは68位。となると、同じく21条によって保障されたはずの私たち市民の表現の自由も推して知るべし…ということになるのだろうか。

### 2019年7月ヤジ排除問題

そのことを理解する上でわかりやすい例が、2019年7月参議院選挙時に札幌で起きた。与党候補への安倍首相の応援演説時に、単にヤジを発しただけで、男女二人がその場から北海道警察(以後「道警」)により強制排



除された問題である。

事件後、排除された男女二人は、憲法21条「表現の自由」を侵害され精神的苦痛を受けたとして、道警を管轄する北海道に損害賠償を求める国賠訴訟を提訴、その一審判決が昨年3月、二審判決が今年6月に出た。

一審判決 原告側全面勝訴 (2022年3月25日)



【写真の出典：2022年3月26日朝日新聞】

この裁判の争点は、道警が行った排除行為が、排除行為の法的根拠として道警側が主張した、警察官職務執行法4条、5条の要件を満たすかである。

一審では、原告側から提出された多数の動画や画像が提出される一方で、被告道警自身が出した動画を出さず、だれが書いたわからない都合のいいヤフーニュースのコメントを証拠として提出するなどしたが、原告側が提出した「映像証拠がカギ」(注)となり、道警側の主張を否定、札幌駅前での男性の肩や腕をつかんで

(注) 出典：「ヤジと民主主義」(ころから)のp153の10行目

移動させた排除行為など6件の警察官の違法行為を認定し、原告の表現の自由を侵害したとして、道側に二人の原告への賠償を認める原告側の全面勝訴判決が出た。

## 二審判決 原告一部敗訴（2023年6月22日）



【写真の出典：2023年6月23日北日本新聞】

二審では被告道警側が新たに出した当時の動画を踏まえ原告男性が隣にいた聴衆が大声のヤジにより演説の撮影を妨害されたことで、こぶしなどで原告男性の腕を2度押したと認定、聴衆とトラブルになる現実的な危険性が具体的かつ差し迫っていたとして、警察官の排除行為を適法と一審賠償命令を取り消す敗訴判決となった。女性原告に対しては一審と同様の警察官の行為を違法とする判断を下した。

## 県内新聞報道

一審判決と二審判決に関して、県内新聞各紙の記事を比較した。気づいた点をいくつか書く。

### 一審判決／

(1) 「ヤジ排除の違法性」を3段以上の大きな見出しにし、判決理由について詳しく載せる新聞、原告側や識者のコメントをのせる新聞→判決の意義がわかる。

～朝日、毎日、北陸中日、北日本

(2) 見出しも1段で、もっぱら事実関係を述べ、識者、原告側のコメント載せていない新聞

～読売、富山新聞

(3) 識者のコメントが載ることで、排除行為の法的根拠とした警察官職務執行法4条、5条には、人の生命身体に害を及ぼす恐れが切迫していたことを示す客観的な根拠を示す必要があること。ヤジやプラカードを掲げるといった抽象的危険にとどまる場合は、民主主義の根幹である表現の自由を制限する合理性はないということがわかった。

### 二審判決／

(1) 被告側から出された新たな動画が道警側の行為を適法とする判断になったことが分かった。～朝日

(2) 原告市民のコメントや弁護団声明が載ることで、判決の何が問題なのかがわかる

～朝日 「不当判決」(原告)

北陸中日「一審判決の判断を、理由を示さず覆し、不合理で恣意的判断によって変更している」(原告・弁護団声明)

北日本 裁判所前の判決を批判する紙を持つ原告の写真「これが民主主義か」

★なお、7月7日の週刊金曜日に、道警側が出した新証拠の動画に関しての興味深い文章が載った。

一審では特定されなかった原告男性の腕を2度押したのが自民党関係者で、警察官が移動させなければ、自分がかみだしたという陳述書を出し、それが、信用できる証拠として警察官の排除を適法としたこと。一審で道警が動画を出さなかったのが、自民党関係者の暴力が明らかになるとそれを取り締まらなかった責任をとられるからで、二審で出したのは暴行罪の公訴時効(3年間)も成立し、反撃の条件が整ったからかと疑念を述べている(政治時評拡大版「為政者批判を白眼視する空気」(著:長谷川綾氏)。

## 無視されるマスコミ、権力監視機能の役割の形骸化

2004年道警の裏金問題を告発した元警察官の原田宏二さんは、今回の事件はたくさんのマスコミのカメラがある前で警察が堂々とやったことに触れ、マスコミが無視され、マスコミの役割である権力の監視機能の形骸化を示す事件でもあることを指摘していた(注)ことに注目したい。2019年7月15日に起きた問題を最初に報じたのが17日朝日新聞で、なぜ地元紙、北海道新聞や地元放送局、NHKが朝日に遅れて報道になったのか。そこに現在の報道機関の道警への弱腰の姿勢がなかったか。

(注)「ヤジと民主主義」(p87~88) 参照

なお、この問題の一報が朝日新聞で、地元メディアが朝日の報道以降になったことを含めた、メディアの問題について、原田さんは朝日新聞のWebronzaで、「警察記者クラブへの疑問と記者への期待」(2019年8月17日掲載)という論考で詳しく考察されています。(朝日新聞のWebronzaは23年7月でサイトは終了、今までに掲載された論考は新たな、「Re:Ron」で検索できるようです。検索可能な方は是非一読ください。)

# 《コラム》 沖縄のいま (23)

## 「平和の礎」への追加刻銘 改めて心に刻む沖縄戦の教訓 「軍隊は住民を守らない」

小原 悦子

「平和の礎」への追加刻銘 365 人

今年、沖縄県は新たに 365 人を糸満市摩文仁の「平和の礎」に追加刻銘した。沖縄県出身者は 24 人、県外出身者は 341 人。「平和の礎」の全刻銘者数は 24 万 2046 人になった。

富山県出身者も 3 人追加刻銘された。「平和の礎」に刻銘された県出身者は 879 人になった。

北日本新聞が 3 人のうち 2 人の遺族に取材していた。記事によると、岡田駒雄さんは 15 歳、西野昭一さんは 17 歳だった。

岡田さんは海軍に徴用された民間船の船員として沖縄へ向かう途中で犠牲になった。西野さんは海軍の徴用船の乗務員として、1944 年の「10・10」空襲の際に那覇市沖で亡くなったとある。

地元紙の取材により、若くして沖縄戦で亡くなった二人のこと、遺族の思いに触れることができた。沖縄戦が「遠い沖縄での昔のこと」ではなく、身近な所からこんな若い人が…と戦争の不条理に思いが至った。

昨年から、「平和の礎」に刻銘されている全員の氏名をリレー方式で読み上げていく「沖縄『平和の礎』名前を読み上げる集い」が実行委員会によって実施されている。オンラインでも中継されていた。玉城デニー知事も母親の出身地である伊江島の犠牲者氏名を読み上げた。沖縄戦を伝える新たな取り組みだ。

沖縄戦の体験による教訓

「軍隊は住民を守らない」

「慰霊の日」に先立つ 13 日、沖縄戦に動員された県内 21 校の元生徒らでつくる「元全学徒の会」が、摩文仁の平和祈念公園「全学徒隊の碑」の前で「全学徒戦没者追悼・平和祈念の会」を開いた。「全学徒隊の碑」には戦没学徒 1984 人の学校ごとの人数が刻まれている。当時 14 歳から 19 歳だった学徒は、すでに 90 歳を超える。元全学徒の会は昨年末の政府による「安保関連 3 文書」の内容に危機感を抱き、今年 1 月「沖縄を戦場にするに断固反対する声明」を発表した。

沖縄戦で犠牲になった若い人は師範学校や中学校、女学校、商工農林学校の学生たちだけではない。平和の礎にはゼロ歳の乳児も、名前さえ分からず「〇〇の子」と刻銘された子も、「護教隊」でゲリラ戦を戦った少年たちの名もある。

沖縄の島々で続く自衛隊の軍備増強に対する危機感が、県民の中に広がっている。学者やジャーナリストによる講演会が開かれ、集会も重ねられている。進行中の軍拡に沖縄戦の記憶が重なると語る戦争体験者の声を新聞も伝える。琉球新報は「重なる戦前 “国防” と住民」と題した連載を企画し、住民が体験から得た教訓「軍隊(国)は住民を守らない」を大文字で報じた。

誰から PAC3 を守っているのか

折しも、北朝鮮の軍事衛星発射に備え、宮古島・石垣島・与那国島に地対空ミサイルパトリオット (PAC3) が配備されている。すでに、陸自宮古駐屯地や石垣駐屯地に配備済みの地対艦ミサイルや地対空ミサイルとは、目的が別のような。5



月 31 日には早朝から J-アラートが鳴りひびいた。しかし、台風接近中であり、PAC3 の即応展開は取られなかった。

台風通過後の 6 月 2 日、石垣島で自衛隊は駐屯地の外の南ぬ浜町の新港地区に PAC3 を展開した。新港地区は民間船舶が出入りする港湾施設であり、近くに石油タンクなどの大型燃料施設もある。

しかも驚いたことに、複数の自衛隊員が小銃を手にして PAC3 を警備している写真が紙面に掲載された。石垣島は戦場ではない。民間の港湾施設で、自衛隊は一体誰から PAC3 を守っているのか。石垣市民や沖縄県民が「テロ」を行うとでも思っているのか。沖縄戦当時、日本軍は沖縄の人々を「スパイ視」した。同じ構図が透けて見えるようで戦慄する。

## 沖縄と「8 月ジャーナリズム」

小原悦子

「8 月ジャーナリズム」と言われることがあります。沖縄のメディアは年中戦争を伝えているような気がします。

1944 年 8 月、疎開船対馬丸の撃沈事件

10 月、「10・10 空襲」

1945 年 3 月、慶良間諸島への米軍上陸

4 月、沖縄島への米軍上陸、読谷村での集団死、米軍伊江島上陸…

5 月、第 32 軍の首里城地下司令部壕撤退

6 月、喜屋武半島での軍民混在の悲惨な戦場

7 月、米軍の沖縄戦勝利宣言、民間人収容所での惨状

8 月、久米島での日本軍による住民虐殺 (48 年 8 月伊江島未使用爆弾爆発事故)

9 月、9 月 7 日の沖縄戦降伏調印式

1944 年・45 年の 2 年間の「沖縄戦」関連報道の他に、戦後の米軍による事件・事故関連報道が加わります。一人ひとりが米軍に捕まった（捕虜になった）あとに続く民間人収容所での飢餓とマラリアと日本軍敗残兵による襲撃、米軍兵によるレイプ事件など数限りなくあり、米軍の占領によって、元居た集落に戻れた時期もそれぞれ違います。

普天間のように元の居住地に戻れなかった集落も多々です。

一年中、戦争と戦後占領期の記憶、そして現在進行中の日米両軍の軍備などを報じているのが沖縄のメディアです。

裏返せば、それだけ沖縄が理不尽な立場に置かれているということです。

先日、ある講演会を視聴していたら、高里鈴代さんが「平和の礎」に刻銘されている朝鮮半島出身者の中に、女性はいない、と話しておられました。

朝鮮半島出身者の刻銘者数そのものが少なく（朝鮮民主主義人民共和国 82 人、大韓民国 381 人）、実態を表していないのですが、その上に、女性が刻銘されていないと。

つまり、沖縄戦において「慰安婦」として朝鮮半島から連れてこられた女性たちの人数も氏名も、また、戦後何人の人が無事に母国へ帰ることができたのかも、調査されておらず不明のままなのです。

高里さんたちの調査によれば、沖縄戦当時、累計として 145 か所の慰安所が沖縄につくられたということです。

